

令和8年度

北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム
市町村端末機器等賃貸借契約
仕様書

令和8年6月

北海道後期高齢者医療広域連合

目次

1	本調達の要件	1
1. 1	調達の概要	1
1. 2	借入物品等	1
1. 3	借入機器(ソフトウェア・マニュアルを含む)の仕様	1
1. 4	導入スケジュール・借入期間等	2
1. 4. 1	導入スケジュール(概要)	2
1. 4. 2	設置場所、設置時期、借入期間等	2
1. 5	導入要件	3
1. 5. 1	設置前の作業内容	3
1. 5. 2	設置時の作業内容	3
1. 5. 3	設置後の作業内容	3
1. 5. 4	全般要件	3
1. 5. 5	特記事項	4
1. 6	保守要件	6
1. 6. 1	保守概要	6
1. 6. 2	保守の内容	6
1. 6. 3	保守体制	7
1. 7	特記事項	7
1. 8	機密保護	8
2	調達内容	9
2. 1	ハードウェアの調達	9
2. 2	ソフトウェアの調達	9
2. 3	調達製品の納入、試験調整等作業	9
2. 4	調達製品の運用等作業	9
2. 5	調達期間	9
3	システム構成	10
3. 1	システム構成図	10
3. 2	構成する機器及び役割	10
3. 3	設置先及び台数	10
4	ハードウェア要件	11
4. 1	ハードウェア仕様	11
4. 1. 1	窓口端末(ディスプレイ分離型)	11
4. 1. 2	窓口端末(ディスプレイ一体型)	11
4. 1. 3	窓口端末(ノート型)	12
4. 1. 4	指静脈認証装置	12
4. 1. 5	USBメモリ	12
4. 1. 6	窓口プリンタ	13
5	ソフトウェア要件	14
5. 1	市町村内のソフトウェア構成	14
5. 2	ソフトウェア仕様	15
5. 2. 1	OS	15
5. 2. 2	資源管理ソフトウェア	15
5. 2. 3	ウイルス対策ソフトウェア	15
5. 2. 4	外字管理ソフトウェア(配布)	15
5. 2. 5	外字管理ソフトウェア(同定)	15
5. 2. 6	日本語入力ソフトウェア	15

5. 2. 7	OA ソフトウェア	16
5. 2. 8	指静脈認証管理システム	16
5. 2. 9	PDF クライアント	16
5. 2. 10	メールクライアント	16
5. 2. 11	Web ブラウザ	16
5. 2. 12	ソフトウェアの員数	16
6	作業範囲と作業場所要件	17
6. 1	作業範囲	17
6. 2	セットアップ場所	17
7	運用保守	18
7. 1	IDC 側と連携するシステム運用機能	18
7. 2	借入満了後の撤去作業について	18

1 本調達の要件

1. 1 調達の概要

本仕様書は、後期高齢者医療広域連合電算処理システムにおいて市町村側で使用しているハードウェアとソフトウェアのうち、端末（周辺機器、プリンタを含む）とこれを使用するソフトウェア（マニュアルを含む）（以下「本システム」という。）の借入、その設定作業及び保守作業に関するものである。

また、本仕様書には、借入するハードウェア及びソフトウェアの詳細な仕様、数量、導入場所、スケジュール、本設置場所における作業内容、及び導入・保守に関する要件を記載している。

なお、後期高齢者医療広域連合電算処理システムにおける関係者等は次のとおりとし、以降の略称にて記載する。

表 1-1 関係者等と略称

名称等	略称
北海道後期高齢者医療広域連合	広域連合
本調達での市町村機器構築・運用保守業者	本受託者
令和4年度に調達した市町村端末機器の運用保守業者	現行市町村端末業者
令和6年度に調達した市町村ネットワーク機器等の運用保守業者	現行市町村 NW 業者
現行市町村端末業者と現行市町村 NW 業者の総称	現行市町村機器業者
令和8年度に調達する広域連合機器のシステム構築業者	広域システム構築業者
広域連合及び市町村の標準システム運用保守業者	システム運用業者
後期高齢者医療広域連合電算処理システム	標準システム

1. 2 借入物品等

本システム用物品（ハードウェア及びソフトウェア）並びに設定、導入、保守、障害回復の各作業を含めた借入を行う。なお、機器搬入時に出る不要な梱包材は、本受託者が責任をもって引き取り、廃棄すること。また、借入期間満了後は、広域連合の指示に従い、速やかに撤去することとし、この撤去等に係る費用も本調達に含むものとする。

1. 3 借入機器（ソフトウェア・マニュアルを含む）の仕様

本システムで使用する機器の仕様は、本仕様書の記載を参照すること。

ハードウェア機器については、納入後3年以上、障害発生時のハードウェア部品提供保守が可能な機器であること。

また、すべての借入機器は新品であり、かつ、同一仕様の機種は同一機器で統一すること。ただし、ソフトウェアインストール・環境設定に必要となる入出力機器等（アプリケーション含む）は、本受託者が準備することとし、この限りではない。

ソフトウェアについては、フリーソフト及びシェアウェアソフトを用いないこと。

1. 4 導入スケジュール・借入期間等

1. 4. 1 導入スケジュール(概要)

導入スケジュールを図 1-1 に示す。

図 1-1 導入スケジュール

工程	令和 8 年度								
	6～7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
手配～調達	←→								
導入計画／導入設計			←→						
構築／展開／テスト					←→				
引継ぎ／検収								←→	
リース開始							3/1 よりリース開始		★

- ・借入機器(ソフトウェア・マニュアルを含む)については、広域連合が指定する時期、設置場所または納入場所に、指定数量納入すること。
- ・設置場所は、道内全市町村（支所・出張所含む）及び広域連合とし、詳細は別表 1 とする。
- ・各機器については、本システムが安定稼働するための機器設定及びソフトウェアインストール・環境設定が行われた状態で引き渡しを行うこと。
- ・機器設定及びソフトウェアインストール・環境設定のために広域連合及びシステム運用業者と適宜打合せを行うこと。また、納品および現地設置調整に関して、広域連合及び道内全市町村と適宜打合わせを行うこと。
- ・本受託者の機器設定及びソフトウェアインストール・環境設定に起因する問題が発生した場合は、機器設置場所に赴いて問題解決の対応を行うこと。
- ・本受託者の作業概要については、別冊を参照すること。
- ・本受託者は、国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）が配布する標準システムのマニュアル・手順書等を参考にすること。また、各種設計書及び設定手順書等を作成し、広域連合、システム運用業者に対し事前説明を行い、了承を得た上で後続の作業を実施すること。

1. 4. 2 設置場所、設置時期、借入期間等

設置場所、搬入・設置時期、借入期間等を表 1-2 に示す。

表 1-2 設置場所、搬入・設置時期、借入期間等

設置場所	機器名	搬入・設置時期	検収期間	借入期間
市町村庁舎、支所・出張書及び広域連合	端末機器類一式	令和 8 年 11 月 ～ 令和 9 年 2 月	令和 9 年 2 月下旬	令和 9 年 3 月 1 日 ～ 令和 12 年 2 月 28 日

1. 5 導入要件

1. 5. 1 設置前の作業内容

- (1) 納入機器の詳細仕様、納入計画、導入体制、問合せ窓口等の説明を落札後一週間以内に、文書をもって実施すること。その際、広域連合の疑義に対して速やかに対応すること。また、変更があった場合は、速やかに（翌日までを目処に）修正し再提出すること。
- (2) 環境設定については、広域連合、システム運用業者と協議の上、決定すること。なお、別途、導入手順書（インストール・セットアップ手順書）を作成すること。また、導入手順書については、機器設置日までに作成の上、広域連合へ提出すること。

1. 5. 2 設置時の作業内容

- (1) 機器設置の日程については、広域連合と協議の上、市町村と調整すること。設置場所により設置時期の変更が発生する可能性があるため、広域連合が指示するまで機器を保管すること。
- (2) 納入機器の搬入、据付調整は本受託者が行う。据付後の納入機器の試験等は、広域連合、システム運用業者、現行市町村機器業者と協議して決めた作業日時に設置場所にて行うこと。
- (3) 各機器の設置時に、初期不良検出確認を実施し、その証明書を提出すること。
- (4) セットアップや確認の状況を随時報告し、問題がある場合は速やかに改善策を提示すること。
- (5) 広域連合、システム運用業者が実施する作業で問題が発生した質疑に対し、電話等での問合せ対応を随時行なうこと。また、問題や障害に対しては、現地対応も含め速やかに対応すること。

1. 5. 3 設置後の作業内容

- (1) 機器設置後に、広域連合及びシステム運用業者に納入機器に関する説明及び指導を行うこと。なお、日程は別途指示する。
- (2) 広域連合、システム運用業者等が実施する動作検証期間中の質疑に対し、電話等での問合せ対応を随時行うこと。また、問題や障害に対しては、現地対応も含め速やかに対応すること。
- (3) 非機能要件テストや障害回復訓練に参加すること。また、問題や障害が発生した場合は速やかに対応すること。なお、日程は別途提示する。
- (4) ハードウェア及びソフトウェアの設定変更、調整変更が必要となった場合は即時に作業を実施すること。
- (5) ハードウェア、ファームウェア及びソフトウェアのバージョンアップが必要となった場合は、即時に作業を実施すること。

1. 5. 4 全般要件

- (1) 本仕様書には広域連合において必要と考える最小限度の要件を記載している。現行システムドキュメントの確認、市町村現地調査、広域連合との協議を踏まえ、システム構築にあたっては、本調達機器が実現すべき機能について、記載の無い部分も補い、本受託者が最適なシステムを構築すること。
- (2) 広域連合及びシステム構築業者等との窓口となる専任体制を設置すること。人員については、納入機器（ハードウェア及びソフトウェア）と標準システムの仕様を熟知し、広域連合及びシステム運用業者、現行市町村機器業者等と速やかな協議ができる人員とすること。
- (3) 本調達で導入するハードウェア、ソフトウェアのほか、標準システムを含めたシス

-
- テムを設計、構築すること。以降での「ソフトウェア」は、標準システムを含めたソフトウェアとして読み取ること。
- (4) 現行システムで実現している機能を継承した上で、本システムの設計を行い、最適なシステムを構築すること。なお、外字の取り込み方式など、一部の機能については現行方式の変更を予定しているため、設計変更柔軟に対応すること。
 - (5) システムの導入計画、設計、テスト計画等は本受託者が主体となり、広域連合及びシステム運用業者とのレビューを実施し、承認を得ること。
 - (6) 全工程に対する設計・設定及びソフトウェアのインストール作業については、別冊を参照の上、試験完了後、広域連合及びシステム運用業者へ令和9年2月17日までに引継ぎ、令和9年2月26日までに検証を完了し、検収を受検すること。
 - (7) ハードウェア及びソフトウェアの動作確認のため、確認テスト時間を十分に設けること。また、全市町村への展開の前に、先行テスト市町村を選定し、事前動作検証を実施すること。
 - (8) 本受託者は、設計書や手順書等について、国保中央会から提示されない部分を補って作成し、ソフトウェアインストール、設計・設定作業及び確認を行うこと。
 - (9) 標準システムが安定稼働するよう、システム運用業者、現行市町村機器業者と協力して作業を行うこと。
 - (10) プロダクトキーやシリアル No 等が、複数の機器で不正に同一となるようなインストールを行わないこと。
 - (11) 本システムの導入作業において、調達機器（ソフトウェアも含む）が原因となり、また本受託者側の認識不足による仕様の不備等により、広域連合及び市町村の業務及び業務システム等に影響がある場合は、本仕様書で定める定例会において（緊急の場合は即時）事前に明らかにし、協議の上、広域連合の指示に従い対応すること。
 - (12) 広域連合及びシステム運用業者に対し、本システムの運用説明を行うこと。なお、説明資料として製造業者が作成したマニュアルのほか、運用に必要な運用設計書、運用マニュアルを作成し、提出すること。主なドキュメント群は別冊に記載のとおりとし、詳細は広域連合及びシステム運用業者と協議の上、決定すること。
 - (13) 機器の入替にあたっては、既存資産を外部に持ち出すことなく、広域連合が指定した場所において全ての作業を実施すること。
 - (14) 機器の入替は市町村職員の業務を妨げないように配慮すること。
 - (15) 機器の構築、展開、入替のために、本調達での物品以外にハードウェア／ソフトウェアが必要となる場合は、本受託者が用意すること。
 - (16) ハードウェアマニュアル、ソフトウェアマニュアル、各種インストーラなどのメディアは、広域連合に各2式納入すること（全台分の納入は不要である）。

1. 5. 5 特記事項

- (1) 市町村側のシステムでは、今回の調達機器以外にネットワーク機器などの既存機器が存在し、これらの機器は現行市町村 NW 業者が運用保守を実施している。本調達での導入作業にあたり、既存機器との関連に留意し、現行市町村機器業者とも十分に連携・調整の上、作業にあたること。また、広域連合、システム運用業者にも説明を行い、了承を得ること。なお、今回の調達機器において現行市町村機器業者やシステム運用業者に依頼する作業等がある場合は、その費用も本調達に含めること。
- (2) 機器設置において、各市町村との事前設置調査・調整及び設置作業は本受託者が行うこと。設置場所が変更となる機器、増設となる機器についても、本調達の範囲として対応すること。LAN 工事、電源工事の分担は市町村側であるので、その前提で関係者と調整を行うこと。なお、現時点では、ネットワーク機器の増設は不要の見込みである。
- (3) 導入時点で国保中央会から発出されている標準システムで確認済の Windows パッチを本調達機器に適用し、動作確認の上、納入すること。

-
- (4) 標準システム環境は、最新のリリース情報を基に構築すること。
 - (5) 一部の動作確認テストは IDC 側機器と連携しての作業が必要となり、IDC 機器側の確認作業はシステム運用業者が実施する予定である。本受託者は、テストスケジュール、テスト手順などを作成し、事前に広域連合及びシステム運用業者に提出して承認を得ること。システム運用業者側で実施予定の作業内容は以下のとおりである。なお、システム運用業者側の作業により本受託者側に作業が発生した場合の費用を、広域連合及びシステム運用業者に対して別途請求することはできない。
 - ①IDC 側からのメール送信、IDC 側でのメール受信確認
 - ②JP1/ITDM2 Manager への機器登録確認、資源配布・収集確認
 - ③JP1/ITDM2 Manager での USB デバイス使用許可設定入替、配布
 - ④Apex One コンソールでの端末登録確認、プッシュ通信確認
 - (6) 調達機器の導入に先立ち IDC 機器に事前の情報登録が必要となるため、本受託者は、以下の情報を現地テストが始まる 2 週間以上前に提出すること。
 - ①ホスト名、IP アドレス (DNS サーバ登録用)
 - ②MAC アドレス (WakeOnLAN 登録用)
 - ③USB メモリのデバイスインスタンス ID (USB デバイス使用許可設定用)
(市町村・支所・出張所毎の配備一覧として整理されていること)
 - (7) 本調達機器の導入に先立ち、端末と連携する一部のサーバ側ソフトウェアについて、広域システム構築業者がバージョンアップと窓口端末用インストーラの作成を行う。これらの作業は 10 月末までに完了する予定であるが、スケジュールに変更があった場合でも、本受託者は柔軟に対応すること。
 - (8) 現行機器 (端末、プリンタ、周辺機器) の撤去は現行市町村端末業者が行う。本受託者は、機器入替の際、現行市町村端末業者のデータ消去作業完了後に現行機器を整理の上、市町村が指定する場所へ移動すること。
 - (9) 本受託業者の都合により期日までに設置が完了できない場合は、広域連合及びシステム運用業者に報告の上、本受託業者が現行市町村機器業者等と調整し対応策を提示すること。なお、現行機器を期日後も継続して使用することで発生する費用を、広域連合及びシステム運用業者に対して別途請求することはできない。
 - (10) 後述の別表 2 に示す「追加配備用機器 (仮称)」は、将来の追加設置に備えて今回調達するもので、本調達の導入作業では市町村に設置しない。ソフトウェア、ハードウェア保守及びソフトウェア保守の対象とした上で、別途、広域連合から指示があるまで、本受託者が保管すること。
 - (11) 本仕様書に記載した作業は、MCP のデスクトップ認定資格者を有している組織／部門が担当すること。
-

1. 6 保守要件

1. 6. 1 保守概要

保守対象エリアは北海道内全市町村が対象となるため、迅速かつ融通性を重視し、本受託者は障害連絡を受けてから保守技術者（システムを熟知している者）が道内全市町村（離島を除く）におおむね2時間以内に到着可能な上、速やかに障害復旧に対応できる十分な体制を本受託者自身が整えること。また、本システムが常に完全な機能を保つように、対象ハードウェア、ソフトウェア等の保守作業を行うこと。さらに、単なるハードウェア保守、ソフトウェア保守の提供にとどまらず、ハードウェア設定・ソフトウェア設定に対する原因究明や修正回復等を含めたシステム全体の保守を行うこと。保守作業にあたっては、システム運用業者との円滑な協力体制を実現すること。また、広域連合、システム運用業者との窓口となる専任体制を設置すること。人員については、納入機器（ハードウェア／ソフトウェア）の仕様を熟知し、広域連合及びシステム運用業者と速やかに協議できる人員とすること。

なお、保守作業に関し、地震や風水害等の自然災害や人的災害（戦争、暴動、騒乱など）の場合を除き、広域連合に対して、別途費用を請求することはできない。

1. 6. 2 保守の内容

次の作業を本調達受託者の責任において確実に実施すること。なお、次に示す内容は最小限度の条件であり、これ以外の内容についても広域連合、市町村の業務に影響を与えないよう必要に応じて実施すること。

- (1) ユーザ登録を含め、サポートを受けるために必要な手続きを全て完了していること。また、契約番号、サポート ID、問合せ先電話番号、Web サイトのアドレス、ユーザ ID、パスワードなど、サポートを受けるために必要な情報を一覧表として作成し提出すること。契約更新の際も同様の対応を行なうこと。
- (2) OS を含む全てのソフトウェアについて、製造元等が提供する正規のサポートサービスを契約すること。マイクロソフト製品（Windows 及び Office）については、マイクロソフトプロフェッショナルサポート相当以上のサービスを提供する OEM 提供元またはマイクロソフト社提供の有償サポートであること。
- (3) 障害時に発生する広域連合からの通報に対し 24 時間 365 日受付を行い、調査及び障害切り分け作業を行うこと。
- (4) 不良部位の切り分け及び交換を行うと共に、必要に応じてシステムの回復及び疎通、動作確認を実施すること。
- (5) 障害時は即時オンサイト対応とし、適切に部品交換やシステム復旧作業を実施すること。オンサイトでの保守対応が不可能な部品がある場合には、予備品の保有等により迅速な復旧を実施すること。また、対応状況をリアルタイムで確認できる体制を構築すること。
- (6) 本調達の機器の正常動作に必要なバックアップを行い、本受託者が保管管理し、障害時はシステムが正常動作するように回復し、動作確認を行うこと。
なお、本システムが安定稼働するためにソフトウェアのバージョンアップやセキュリティパッチの適用が生じた場合は、広域連合と協議を行った上、必要なデータ（システム全体、または設定内容等）のバックアップを取得し、適宜、回復手順及びツールの修正を行うこと。また、上記に付随してソフトウェアの回復作業への反映（媒体再作成、手順修正等）を行うこと。
- (7) バックアップに使用する入出力装置等（アプリケーション含む）及びバックアップ媒体は、本受託者が準備すること。（バックアップ用入出力装置等は、本受託者が運用保守業務を考慮して選定するものとし、広域連合からは特に指定しない。）
- (8) 保守対応後は業務処理確認または本番処理への立会いを行うこと。また、必要に

-
- 応じて環境変更後のドキュメント整備を行うこと。
- (9) 保守対応後は速やかに（遅くとも1週間以内に）広域連合指定様式の障害対応報告書を提出すること。
 - (10) 機器番号及び保守状況等の履歴管理を行うこと。保守作業時には管理情報を参照し適切な対応を行うこと。対応実績表（総括）については、月次及び年次で広域連合へ提出すること。
 - (11) 過去の問い合わせ対応の履歴管理を行い、照会できる仕組みを用意すること。
 - (12) 契約後、広域連合、当該プロジェクトに参加する業者が集合し、作業進捗、不具合等の報告、解決を図る会議を定期的実施するので、本受託業者においては、対応窓口を設置し、必要な資料の作成、提出を行い会議に出席すること。会議の開催頻度は、別途広域連合にて定める。
 - (13) 保守対象機器及びソフトウェアについて次のサポートを継続すること。
 - ① サポート情報、技術情報等の提供及びレビュー（広域連合が必要性を判断できる内容であること。）
 - ② 保有ライセンスに関する管理台帳の提供（プロダクトキーや使用許諾番号など、所有ライセンスを識別できる情報も記載されていること）
 - ③ 保守対象機器及びソフトウェアに対するファームウェア、ドライバ、パッチ等の改良版情報の提供と更新の必要性に関する調査への参加
 - ④ マニュアル改訂版の提供
 - ⑤ その他、問合せ対応等の各種技術支援
 - (14) 本システムが安定稼働するためにファームウェアのバージョンアップを行う必要が生じた場合は、広域連合と協議を行った上、バージョンアップ作業を行うこと。また、上記に付随して行うべき動作確認、翌稼働日起動時の立会い確認を行わない、本作業により何らかの障害が発生した際にはファームウェア及びシステムの回復作業を行うこと。
 - (15) システム運用業者と協力の上、納入機器に対する技術サポートを随時実施すること。また、本件に対する対応窓口を提示すること。
 - (16) 国保中央会が配布する標準システムが安定稼働するようシステム運用業者と協力して作業を行うこと。

1. 6. 3 保守体制

- (1) 保守受付窓口は、1ヶ所に集約しワンストップサービスを実現すること。また道内に点在している保守拠点(要員)を保有していること。
- (2) 保守拠点には、常時保守要員が待機しており、修理、点検、保守、その他アフターサービスについて、適切かつ迅速な対応を行うこと。
- (3) 保守拠点には、常時保守部品（付属品、ソフトウェア等含む）を保有し、適切かつ迅速な対応を行うこと。
- (4) 保守サービス時間帯は、原則として平日の8時30分～17時30分とする。ただし、緊急を要する保守作業については、時間外であっても必要な支援を行うこと。
- (5) 本受託者は落札後速やかに保守体制表、サポート内容／方法を提出し、広域連合及びシステム運用業者に対し説明を行い、承認を得なければならない。承認を得られなかった場合、即保守体制の見直し・補強を行わなければならない。なお、補強が発生した場合の追加保守費用は広域連合及びシステム運用業者へ請求することはできない。

1. 7 特記事項

- (1) 保守体制、サポート内容／方法は、本調達受託者決定後、速やかに文書として提示すること。

-
- (2) 納入機器、特に他社製のソフトウェアもすべて保守対象とし、1ヶ所の受付窓口で対応し、ワンストップサービスを実現すること。また、全納入製品について、システム運用業者がハードウェア・ソフトウェアメーカーに直接問合せすることができるチャンネルも用意すること。
 - (3) システムの安定稼働に必要な各ハードウェア・ソフトウェアの基本設定、障害対応等の技術支援・報告については、広域連合、システム運用業者からの依頼に基づき確実に実現すること。
 - (4) 既設ネットワーク機器は現行市町村 NW 業者が保守を行っているので、本システム機器の保守、障害対応にあたっては、既設機器との切り分けを行うとともに、現行市町村機器業者と調整・連携を行い対応すること。また、既設機器と共有するドキュメントについては、広域連合から払い出しを受けた後、速やかに修正を行い、返却を行うこと。
 - (5) 広域連合の要求に応じて作成する資料は、すべて文書及び電子媒体（Microsoft Word 等で作成した CD-R 等）にて1部提示し、説明すること。
 - (6) 契約期間中に広域連合から各種協力依頼があった場合には、システムの円滑な稼働に必要な限り協議の上、迅速に対応すること。特に、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の成立に関連して市町村側で実施する機器の調整等に留意し、柔軟に対応すること。
 - (7) 動作確認テストの項目については、そのハードウェア及びソフトウェアの起動確認、終了確認及び正常動作確認をすることを基本とするが、その確認テストで実施する項目については事前に広域連合及びシステム運用業者に対してレビューを行うこと。
 - (8) 調達するハードウェア及びソフトウェアにおいて、そのソフトウェアで本来実現できる機能が、納入時のハードウェア、ソフトウェア構成では実現できないといった事象が発生する場合は、事前に広域連合に対して提示すること。ハードウェア及びソフトウェアの交換が発生する場合は、広域連合へ事前報告を行い、承認後、実施するものとする。発生した費用については、広域連合及びシステム運用業者に請求することはできない。
 - (9) 故障等によりストレージや USB メモリを交換する際は、所定の手順に従って装置内のデータを消去または破壊し、データの復元が不可能な状態とした上で、本受託者が回収すること。また、データ消去ログもしくは証明書を提出すること。
 - (10) プリンタの定期交換部品については、本調達における保守の範囲内にて交換すること。
 - (11) 以下に記載する消耗品は調達範囲外とする。
 - ・プリンタトナー、ドラムユニット、プリンタ用紙
 - (12) 障害時の早急な対応を可能とするため、ハードウェアについては、国内に開発拠点及び北海道内に保守拠点（常時保守部品を保有）を有するベンダーの製品であること。
 - (13) 窓口端末に対する Windows セキュリティパッチの適用やウィルス対策ソフトのバージョンアップ等を年に一回程度、システム運用業者がリモートで実施しているが、これらの作業を含め、現地対応が必要な作業が発生する場合は、本受託者が、システム運用業者と協力の上、現地対応を行なうこと。

1. 8 機密保護

本契約内で得た情報に関して、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用・開示してはならない。また、電子媒体等に記録された情報についても漏洩を防ぐ対策を講じること。

2 調達内容

本調達では、下記を調達範囲とする。

2. 1 ハードウェアの調達

本受託者は、後述の「3 システム構成」及び「4 ハードウェア要件」の要件を満たす調達製品の構成及び調達を行うこと。

2. 2 ソフトウェアの調達

本受託者は、後述の「3 システム構成」及び「5 ソフトウェア要件」の要件を満たす調達製品の構成及び調達を行うこと。

2. 3 調達製品の納入、試験調整等作業

本受託者は、後述の「6 作業範囲と作業場所要件」及び「別冊」に示す要件を満たす調達を行うこと。

2. 4 調達製品の運用等作業

本受託者は、後述の「7 運用保守」及び「別冊」に示す要件を満たす調達を行うこと。

2. 5 調達期間

導入後、3年間の保守、調達製品に関する問合せ対応を行うこと。

3 システム構成

3. 1 システム構成図

本システムのシステム構成図を別紙 1 に示す。

3. 2 構成する機器及び役割

市町村内の機器の一覧及び用途を表 3-1 に示す。

表 3-1 市町村に必要な機器一覧

N o.	機器名称	用途
1	窓口端末	市町村職員が各業務を行うための端末
2	指静脈認証装置	窓口端末に接続し指静脈を読み取る装置
3	USB メモリ	窓口端末と市町村システムでデータ連携を行うための USB メモリ
4	窓口プリンタ	各帳票等を印刷するためのプリンタ

3. 3 設置先及び台数

各機器の設置先及び台数を別表 2 に示す。

予備品への交換により保守を行う機器については、別表 2 の台数のほか、本調達の範囲内として、本受託者が予備品を用意すること。

4 ハードウェア要件

4.1 ハードウェア仕様

4.1.1 窓口端末（ディスプレイ分離型）

窓口端末（ディスプレイ分離型）の仕様を表 4-1 に示す。

表 4-1 窓口端末（ディスプレイ分離型）の仕様

区分	要求仕様	備考
筐体	ディスプレイ分離型で本体は省スペースであること	
サイズ(W×D×H)	100×390×340 mm 以内であること（本体）	スタンド等含まず
CPU	Intel Core i5 14 世代プロセッサ相当以上 OS でサポートされている CPU であること	
メインメモリ	8GB 以上	
ストレージ	SSD 256GB 以上	
解像度	1280×1024 以上	
OS	Windows 11 Enterprise LTSC 2024	
ディスプレイ	17 インチ液晶	
Wake On LAN 機能	対応していること	
入力装置	DVD-ROM（内蔵）	内蔵
USB ポート	前面：USB Type-A 3.2 以上×2 ポート以上、背面：USB Type-A 3.2 以上×2 ポート以上+USB Type-A 2.0 以上×2 ポート以上	内蔵
ネットワークインターフェース	10/100/1000BASE-T×1 ポート以上	内蔵
その他	109A 日本語キーボード（テンキーボード付）、マウスを装備すること	

4.1.2 窓口端末（ディスプレイ一体型）

窓口端末（ディスプレイ一体型）の仕様を表 4-2 に示す。

表 4-2 窓口端末（ディスプレイ一体型）の仕様

区分	要求仕様	備考
筐体	ディスプレイと本体が一体化可能で省スペースであること	
CPU	Intel Core i5 14 世代プロセッサ相当以上 OS でサポートされている CPU であること	
メインメモリ	8GB 以上	
ストレージ	SSD 256GB 以上	
解像度	1920×1080 以上	
OS	Windows 11 Enterprise LTSC 2024	
ディスプレイ	21.5 インチ液晶	
Wake On LAN 機能	対応していること	
入力装置	DVD-ROM（内蔵）	
USB ポート	USB Type-A 3.2 以上×3 ポート以上、USB Type-A 2.0 以上×3 ポート以上	内蔵
ネットワークインターフェース	10/100/1000BASE-T×1 ポート以上	内蔵
その他	109A 日本語キーボード（テンキーボード付）、マウスを装備すること	

4. 1. 3 窓口端末（ノート型）

窓口端末（ノート型）の仕様を表 4-3に示す。

表 4-3 窓口端末（ノート型）の仕様

区分	要求仕様	備考
筐体	ノート型であること	
CPU	Intel Core i5 120U プロセッサ相当以上 OS でサポートされている CPU であること	
メインメモリ	8GB 以上	
ストレージ	SSD 256GB 以上	
解像度	1366×768 以上	
OS	Windows 11 Enterprise LTSC 2024	
ディスプレイ	15.6 インチワイド液晶	
Wake On LAN 機能	対応していること	
入力装置	DVD-ROM（内蔵）	
USBポート	USB Type-A 3.2 以上×1 ポート以上 + USB Type-A 2.0 以上×1 ポート以上	内蔵
ネットワークインターフェース	10/100/1000BASE-T×1 ポート以上	内蔵
その他	JIS 標準・OADG 準拠配列日本語キーボード（テンキー ボード付）、マウスを装備すること リチウムイオンバッテリー内蔵 盗難防止チェーンを付けること	

4. 1. 4 指静脈認証装置

指静脈認証装置の仕様を表 4-4に示す。

表 4-4 指静脈認証装置の仕様

区分	要求仕様	備考
名称	日立指静脈認証装置 H-1	
形名	PC-KCA110	
製造元	（株）日立製作所	

4. 1. 5 USBメモリ

USBメモリの仕様を表 4-5に示す。

表 4-5 USBメモリの仕様

区分	要求仕様	備考
インターフェース	USB3.0/2.0 対応 USB Type-A ポートで使用できること	
容量	4GB 以上	
セキュリティ	強制的なハードウェア自動暗号化、パスワードロック機能を有すること 個体毎に一意のデバイスインスタンス ID を持っていること	

4. 1. 6 窓口プリンタ

窓口プリンタの仕様を表 4-6 に示す。

表 4-6 窓口プリンタの仕様

区分	要求仕様	備考
連続印字速度	33 枚以上/分(A4 横送り)	モノクロ
用紙対応サイズ	本体給紙カセット：A3～A4 に対応できること。 手差しトレイ：不定形サイズは幅 91mm(被保険者証)、幅 229mm×204mm(被保険者証台紙)に対応できること。	
厚紙印刷	手差しトレイでの厚紙印字(60～199g/㎡)に対応していること。	
カセット段数	2 段以上	
解像度	1,200dpi×1,200dpi 以上	
ネットワークインターフェース	10/100/1000BASE-T×1 ポート以上	
遠隔設定	Web ブラウザを使用して管理できること	
その他	ファーストプリントが 7 秒以下であること	

5 ソフトウェア要件

5. 1 市町村内のソフトウェア構成

市町村窓口端末に必要なソフトウェアを表 5-1 に示す。

表 5-1 市町村窓口端末のソフトウェア構成

No.	ソフトウェア	内容
1	OS	オペレーティングシステム
2	資源管理ソフトウェア	サーバ、端末の IT 資産情報の管理、ソフトウェア配布、リモート操作を行うソフトウェア
3	ウィルス対策ソフトウェア	侵入したウィルスの感染拡大防止、駆除を実行し管理サーバへ結果をおくるソフトウェア
4	外字管理ソフトウェア (配布)	フォント、文字コードの管理・配布をサポートするソフトウェア
5	外字管理ソフトウェア (同定)	フォントの同定を管理するソフトウェア
6	日本語入力ソフトウェア	住基ネット統一文字に基づいた日本語入力を行うためのソフトウェア
7	OA ソフトウェア	Microsoft Office
8	指静脈認証管理システム	指静脈により生体認証を行うソフトウェア
9	PDF クライアント	PDF 文書を閲覧するためのソフトウェア
10	メールクライアント	メール送受信を行うソフトウェア (※1)
11	Web ブラウザ	標準システムを操作するための Web ブラウザ

※1. 窓口端末が複数ある場合は、いずれか 1 台に必須

5. 2 ソフトウェア仕様

5. 2. 1 OS

OS は、Windows 11 Enterprise LTSC 2024 とすること。
他のソフトウェア、ハードウェアは上記 OS に対応したものであること。

5. 2. 2 資源管理ソフトウェア

資源管理ソフトウェアは表 5-2 に示すソフトウェアを使用すること。

表 5-2 資源管理ソフトウェア

製造元	製品名	製品形名
(株)日立製作所	JPI/IT Desktop Management 2 - Manager (エージェント機能)	P-L142-78CL

ただし、資源管理ソフトウェアは、広域連合が別途ライセンスを所有しているため、本受託者は調達不要である。

窓口端末にインストールするためのインストーラは、別途、広域連合から提供する。

5. 2. 3 ウィルス対策ソフトウェア

ウィルス対策ソフトウェアは表 5-3 に示すソフトウェアを使用すること。

表 5-3 ウィルス対策ソフトウェア

製造元	製品名	製品形名
トレンドマイクロ	Apex One セキュリティエージェント	-

5. 2. 4 外字管理ソフトウェア（配布）

外字管理ソフトウェア（配布）は表 5-4 に示すソフトウェアを使用すること。

表 5-4 外字管理ソフトウェア（配布）

製造元	製品名	製品形名
日本加除出版(株)	外字適用ツール (CL) V10	-

5. 2. 5 外字管理ソフトウェア（同定）

外字管理ソフトウェア（同定）は表 5-5 に示すソフトウェアを使用すること。
なお、次に示すソフトウェアは、広域連合が既に所有しているライセンスに対する追加分を調達する。

表 5-5 外字管理ソフトウェア（同定）

製造元	製品名	製品形名
(株)日立システムズ	五萬悦 Web TTE 利用 OP (ライセンス) 最新バージョン	-
	五萬悦 Web 属性利用 OP (ライセンス) 最新バージョン	-

5. 2. 6 日本語入力ソフトウェア

日本語入力ソフトウェアは表 5-6 に示すソフトウェアを使用すること。

表 5-6 日本語入力ソフトウェア

製造元	製品名	製品形名
日本加除出版(株)	KAJOJ 入力システム V7 後期高齢者医療広域連合電算処理システム対応版	-

5. 2. 7 OA ソフトウェア

OA ソフトウェアは表 5-7 に示すソフトウェアを使用すること。

表 5-7 OA ソフトウェア

製造元	製品名	製品形名
日本マイクロソフト(株)	Microsoft Office LTSC Standard 2024 (32bit)	-

5. 2. 8 指静脈認証管理システム

指静脈認証管理システムは表 5-8 に示すソフトウェアを使用すること。

表 5-8 指静脈認証管理システム

製造元	製品名	製品形名
(株)日立製作所	指静脈認証管理システム (基本パッケージ+H-1 ライセンスキー)	C-539R-01

5. 2. 9 PDF クライアント

PDF クライアントは表 5-9 に示すソフトウェア（バージョン固定）を使用すること。指定バージョンを用意できない時は広域連合からインストーラを提供する。なお、標準システムで定期的に推奨バージョンを選出する予定であり、今後のバージョンアップもあり得る。

表 5-9 PDF クライアント

製造元	製品名	製品形名
アドビ(株)	Adobe Acrobat Reader 2025.001.20693	-

5. 2. 10 メールクライアント

Microsoft Office LTSC Standard 2024 の機能を使用すること。

5. 2. 11 Web ブラウザ

Microsoft Edge を使用すること。

5. 2. 12 ソフトウェアの員数

ソフトウェアは、前述の構成を追加配備用機器を含めた全窓口端末台数分用意すること。ただし、外字管理ソフトウェア（同定）は5台分用意すること。
また、OS を含め全数、保守・サポート対象であること。

6 作業範囲と作業場所要件

6. 1 作業範囲

本調達機器等の導入作業にあたり、本受託者、現行市町村機器業者、広域システム構築業者及びシステム運用業者の作業範囲については「別冊」を参照すること。また、「1.5 導入要件」に示した内容も対応すること。

6. 2 セットアップ場所

セットアップ場所は、搬入・搬出数量、使用電源量、作業スペース、デリバリ等を考慮して、本受託者が準備すること。これに係る費用は本調達に含むものとする。

7 運用保守

7. 1 IDC 側と連携するシステム運用機能

IDC 側のシステムと連携している主なシステム運用機能を表 7-1 に示す。

表 7-1 IDC 側と連携する主なシステム運用機能

No.	区分	内容
1	時刻同期	窓口端末と IDC 側の NTP サーバで時刻同期を行い、ログ情報等の正確性を保持
2	ウィルス対策	資源配布サーバから窓口端末にウィルスパターンファイルを配布
3	資源配布	窓口端末に対する OS パッチや使用許可機器設定等の一斉配布やデータ収集
4	外字適用	資源配布管理サーバから新規外字情報を受け取り窓口端末に適用
5	遠隔操作	窓口端末の障害対応やメンテナンス等のためのリモート接続、WakeOnLAN による電源投入

7. 2 借入満了後の撤去作業について

借入期間満了後は、広域連合の指示に従い、速やかに撤去すること。なお、ストレージや USB メモリなど個人情報記録されている装置については、第三者が再利用できないようにホワイトニングまたは破壊を行い、データ消去ログもしくは証明書を提出すること。処理費用は本調達に含むものとする。

令和8年度

〔別冊〕

北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム
市町村端末機器等賃貸借契約
調達仕様書

令和8年6月

北海道後期高齢者医療広域連合

目次

1 システム導入要件	1
2 作業内容	2

1 システム導入要件

本仕様書では、本調達の市町村機器等の導入において最低限発生すると考えられる作業内容について説明する。本受託者は、作業内容を十分検討の上、作業量を見積もり、その作業費用を本調達に含むこと。また、導入スケジュールについては、広域連合、システム運用業者、広域システム構築業者及び現行市町村機器業者と調整すること。

なお、導入にあたり、システム運用業者、広域システム構築業者、現行市町村機器業者と十分な打ち合わせを行い、設計作業および導入作業を実施し、最適なシステムを構築すること。システム運用業者、広域システム構築業者、現行市町村機器業者との調査・作業依頼等に必要な費用も本調達に含むこと。表 1-1 に本調達受託者と各関係者の役割分担を示す。

表 1-1 役割分担一覧

項番	分類	作業項目	本受託者	現行市町村機器業者	システム運用業者	広域システム構築業者
1	導入準備	市町村、現行市町村機器業者との調整	○	△	—	—
2		現行市町村運用の引継ぎ	○	△	—	—
3		詳細スケジュール	○	△	△	△
4	システム設計	システム基本設計	○	△	△	—
5		端末環境設計	○	△	△	—
6		ネットワーク設計	○	△	△	—
7	機器設置・設定 動作検証	窓口端末・プリンタ・周辺機器設置	○	△	—	—
8		OS 環境設定	○	—	—	—
8		指静脈認証設定	○	—	—	—
9		標準システム環境	○	—	—	—
10		運用管理環境	○	—	—	—
11		プリンタ	○	—	—	—
12		L2 スイッチの MAC 認証	○	△	△	—
13		ファイアウォールのスタティック ARP	○	△	△	—
14		指静脈認証動作検証	○	—	△	—
14		標準システムオンライン動作検証	○	—	△	—
15		IDC との運用管理ソフト動作検証	○	—	△	△
16		広域内端末とのメール送受信確認	○	—	△	—
17	IDC サーバとの時刻同期確認	○	—	△	—	
18	WakeOnLAN 動作検証	○	—	△	—	
19	現行機器撤去	撤去機器の整理、移動	○	△	—	—
20		データ消去、撤去	△	○	—	—
21	現行システムの 保守引継ぎと	障害受付	○	△	—	—
22		障害対応	○	△	—	—
23	本システムの保守	システム情報回復	○	△	—	—
27		運用管理	○	—	—	—
28		システム運用業者への引継ぎ	○	—	△	—

(凡例) ○：作業実施者、△：作業協力者（作業実施者が主催する設計・構築打合せに参加する）、—：非該当

2 作業内容

本調達での作業内容を表2に示す。

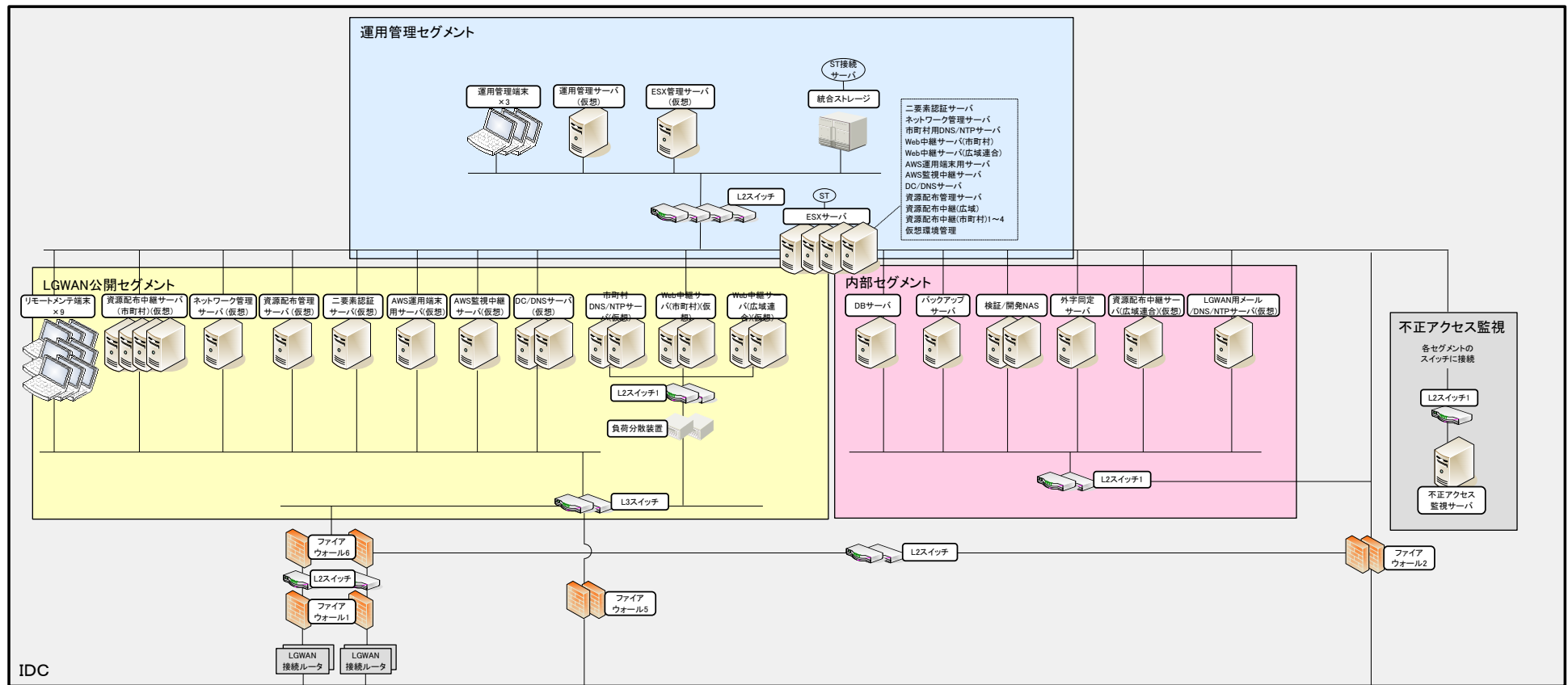
表2 作業内容一覧

項番	分類	項目	作業概要	作成ドキュメント	特記事項
1	全体スケジュール	導入・移行・切替・撤去計画作成	・導入・移行・切替・撤去など、全工程に渡る全体スケジュールの立案・作成 ・進捗の管理 ・課題事項の管理	・プロジェクト計画書 ・全体スケジュール表 ・課題管理表	・現行市町村機器業者と調整済みのこと
2	ベンダー会議	導入・移行・切替・撤去	・導入・移行・切替・撤去など、各工程において、広域連合、システム運用業者、現行市町村機器業者を交え、進捗の報告、課題の報告などを行う会議への参加	・進捗報告書 ・課題管理表	・システム全体に影響する課題の解決においては、システム運用業者、現行市町村機器業者と調整のこと
3		設計レビュー	・導入・移行・切替など、各工程において、広域連合および関連するベンダーを交え、設計内容のレビューを実施	・各種設計書	・現行機器との連携が必要な設計については、特にシステム運用業者、現行市町村機器業者との連携を考慮すること
4	方式設計	導入・移行・切替・撤去方式作成	・導入・移行・切替・撤去などに関わる方式設計	・各方式設計書	・現行市町村機器業者と調整済みのこと
5	運用設計	運用設計	・各工程における通常時運用、障害時運用などに必要な手順の設計	・各種操作マニュアル ・運用設計書（バックアップ・リカバリ、障害時運用等）	・システム運用業者と調整済みのこと
6	搬入準備	市町村、現行市町村機器業者との調整	・端末設置場所の事前確認 ・電源設備の事前確認 ・LAN配線の事前確認 ・市町村へ作業届の提出	・機器設置計画書 ・作業届	・作業者氏名、作業時間を明記すること
7		現行市町村運用の引継ぎ	・現行の市町村運用を現行市町村機器業者から引継ぐ	・運用設計書	・現行市町村機器業者から引継ぎを受けること ・市町村の運用形態が変わらないことを考慮すること
8		詳細スケジュール	・全市町村への導入日程作成	・詳細作業スケジュール表	・現行市町村機器業者と調整済みのこと
9	システム設計	システム基本設計	・IDC環境との連携を踏まえ、本システムの基本設計を行う	・基本設計書 ・機器一覧表 ・機器構成表 ・ソフトウェア一覧表 ・IPアドレス一覧表 ・システム構成図 ・機器緒元 ・消耗品一覧	・システム運用業者、現行市町村機器業者と調整済みのこと ・IDC機器への設定登録情報をシステム運用業者に提出すること
10		端末環境設計	・窓口端末、プリンタ、周辺機器の環境設計を行う	・詳細設計書 ・設定表	・窓口端末はIDCサーバとの連携（ウイルス対策、資源配布、外字配布、メール送受信、指静脈認証など）があるので考慮すること
11		ネットワーク設計	・L2スイッチのMAC認証、ファイアウォールのスタティックARPの変更設計を行う	・詳細設計書 ・設定表	・既設機器への設定変更となるので、現行市町村機器業者、システム運用業者との連携を考慮すること

項番	分類	項目	作業概要	作成ドキュメント	特記事項
12	システム入替 (端末・プリンタ・周辺機器)	窓口端末・プリンタ・周辺機器設置	<ul style="list-style-type: none"> ・機器設置場所の現地確認 ・電源設備の現地確認 ・機器の搬入、設置、調整 ・基本動作確認 ・機器ラベルの貼付 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置レイアウト図 ・機器設置手順書 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、現行市町村機器業者と調整のうえ作業を実施すること ・令和4年度調達機器の撤去は現行市町村端末業者が行うので、日程を合わせ連携し、市町村の業務への影響が最小限になるよう調整のうえ作業を行うこと ・現行システムで使用中のLAN配線を流用するため、同通試験を行い接続すること ・ネットワーク機器の設定変更が必要となるので留意すること
13		OS環境設定	<ul style="list-style-type: none"> ・Windows 11環境のセットアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・インストール手順書 ・セットアップ手順書 ・チェックリスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイクロソフト製品でユーザー登録作業等の必要な作業も実施すること
14		指静脈認証設定	<ul style="list-style-type: none"> ・指静脈認証環境のセットアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・インストール手順書 ・セットアップ手順書 ・チェックリスト 	
15		標準システム環境	<ul style="list-style-type: none"> ・標準システムセットアップ ・SSL証明書組み込み ・オンライン、オンラインファイル連携ツール、情報連携管理ツール用のIEお気に入りとデスクトップショートカットの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・インストール手順書 ・セットアップ手順書 ・チェックリスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・SSL証明書はシステム運用業者または現行市町村機器業者から提供を受けること
16		運用管理環境	<ul style="list-style-type: none"> ・運用管理ソフトのインストール ・運用管理ソフトのセットアップ ・個別運用環境の構築(シャットダウンスクリプトによる資源適用など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・インストール手順書 ・セットアップ手順書 ・チェックリスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行機器(IDC、ネットワーク機器)との連携が発生するので、特にシステム運用業者、広域システム構築業者、現行市町村機器業者との連携を考慮すること
17		プリンタ	<ul style="list-style-type: none"> ・プリンタの設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・セットアップ手順書 ・チェックリスト 	
18		L2スイッチのMAC認証	<ul style="list-style-type: none"> ・L2スイッチのMAC認証設定変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・セットアップ手順書 ・チェックリスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行機器(IDC、ネットワーク機器)との連携が発生するので、特に現行市町村機器業者、システム運用業者との連携を考慮すること
19		ファイアウォールのスタティックARP	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイアウォールのスタティックARP設定変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・セットアップ手順書 ・チェックリスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行機器(IDC、ネットワーク機器)との連携が発生するので、特に現行市町村機器業者、システム運用業者との連携を考慮すること
19		指静脈認証動作検証	<ul style="list-style-type: none"> ・指静脈認証によるWindowsログオンの動作検証を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・テスト計画書 ・チェックリスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員と連携のうえ対応すること
20		標準システムオンライン動作検証	<ul style="list-style-type: none"> ・IDCとのオンライン接続環境の動作検証を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・テスト計画書 ・チェックリスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム運用業者と連携のうえ対応すること
21		IDCとの運用管理ソフト動作検証	<ul style="list-style-type: none"> ・運用管理ソフト(ウイルスパターン配信、外字配布、資源配布、リモートコントロール、WakeOnLAN、個別構築環境等)、USBメモリの動作検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・テスト計画書 ・チェックリスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム運用業者、現行市町村機器業者、市町村職員と連携のうえ対応すること

項番	分類	項目	作業概要	作成ドキュメント	特記事項
22		広域内端末とのメール送受信	・広域内端末とのメールの送受信の動作確認を行う	・テスト計画書 ・チェックリスト	・システム運用業者と連携のうえ対応すること
23		IDC サーバとの時刻同期確認	・IDC サーバとの時刻同期の動作確認を行う	・テスト計画書 ・チェックリスト	
24	現行機器撤去	撤去機器の整理、移動	・現行機器の整理 ・市町村指定場所への移動	・機器保管場所引継資料	・現行市町村機器業者への引継を行うこと
25	現行システムの保守引継ぎと本システムの保守	障害受付	・障害受付窓口の開設と連絡体制の確立 ・ハードウェア/ソフトウェアの受付を行うこと	・障害連絡先体制表 ・機器納入情報 ・機器一覧表	・システム運用業者、現行市町村機器業者との連携を考慮すること ・ハードウェア/ソフトウェアの受付を行うこと 24時間 365 日の障害受付 ※受付窓口は 1カ所に集約 ・保守サービス時間帯は、原則として平日 8:30 から 17:30。ただし、緊急を要する保守作業については、時間外であっても必要な支援を行うこと
26		障害対応	・問診、調査、故障一時切り分け ・障害対策の実施 ・機器マニュアル提供	・問診手順書 ・障害対策手順 ・IP アドレス一覧表 ・システム構成図 ・ネットワーク構成図 ・ネットワーク接続図	
27		システム情報回復	・機器交換等により、現状のシステム運用状態へ戻す ・個別設定情報	・設定情報回復手順書 ・設定情報 (Config)	
28		運用管理	・障害報告書の作成 ・保守対応状況等の履歴管理 ・障害報告 ・窓口端末の障害回復用データの整備 ・L2 スイッチ、ファイアウォールの MAC 設定情報の更新 ・保守対象機器・ソフトウェアのサポート ・ソフトウェアサポート情報、技術情報の提供及びレビュー ・ファームウェア、ドライバ、パッチ等の完了版情報の提供と必要性に関する調査への参加、ファームウェアの適用 ・問い合わせ対応、技術支援	・障害報告書 ・履歴管理一覧資料 ・定例会議資料 ・ライセンス管理台帳 ・マニュアル改訂版の提供	・機器故障毎の障害報告書を作成および提出すること ・対象機器、対応日付、内容を記載すること ・定例会に参加し報告を行うこと ・運用開始から実施したソフトウェアのバージョンアップとセキュリティパッチを整備し、障害時の回復作業時間の短縮化を図ること ・保守作業等で、設定変更が生じた場合、設定情報を更新し管理のこと。最新の設定情報の提供が可能なこと ・ソフトウェアアップデート、セキュリティパッチの適用の必要性について協議を実施
29		システム運用業者への引継ぎ	・本フェーズでの運用設計に伴う変更内容をシステム運用業者へ引き継ぐ	・運用設計書 ・運用手順書	・システム運用業者へ変更内容を引き継ぐこと ・市町村の運用形態が変わらないことを考慮すること

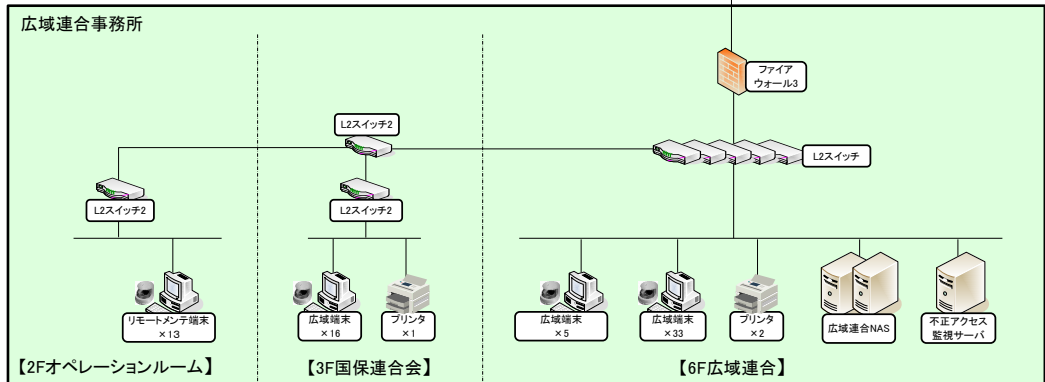
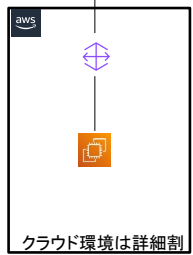
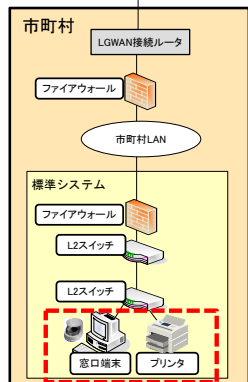
別紙1 システム構成図



調達機器

LGWAN

広域イーサ



市町村名	機器設置場所	設置場所住所
1 札幌市	札幌市役所本庁舎	札幌市中央区北1条西2丁目
2 札幌市(中央区)	札幌市中央区役所	札幌市中央区南3条西11丁目
3 札幌市(北区)	北区役所	札幌市北区北24条西6丁目1-1
4 札幌市(北区)	篠路出張所	札幌市北区篠路4条7丁目2-40
5 札幌市(東区)	札幌市東区役所	札幌市東区北11条東7丁目1-1
6 札幌市(白石区)	白石区役所	札幌市白石区南郷通1丁目南8-1
7 札幌市(豊平区)	豊平区役所保険年金課	札幌市豊平区平岸6条10丁目1-1
8 札幌市(南区)	札幌市南区役所	札幌市南区真駒内幸町2丁目2-1
9 札幌市(西区)	西区役所	札幌市西区琴似2条7丁目1-1
10 札幌市(厚別区)	厚別区役所	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3-2
11 札幌市(手稲区)	札幌市手稲区役所	札幌市手稲区前田1条11丁目1-10
12 札幌市(清田区)	清田区役所	札幌市清田区平岡1条1丁目2-1
13	亀田支所	函館市美原1丁目26番8号
14	恵山支所	函館市日ノ浜町127番地
15	戸井支所	函館市館町3番地1
16 函館市	銭亀沢支所	函館市銭亀町124番地
17	湯川支所	函館市湯川町2丁目40番13号
18	楯法華支所	函館市新浜町156番地1
19	南茅部支所	函館市川汲町1520番地
20	本庁舎	函館市東雲町4番13号
21 小樽市	本庁舎別館	小樽市花園2丁目12番1号
22	永山支所	旭川市永山3条19丁目4番15号永山市民交流センター内
23	江丹別支所	旭川市江丹別町中央104番地の28
24 旭川市	神楽支所	旭川市神楽3条6丁目
25	神居支所	旭川市神居2条9丁目1番19号
26	西神楽支所	旭川市西神楽南2条3丁目
27	東旭川支所	旭川市東旭川北1条6丁目2番3号
28	東鷹栖支所	旭川市東鷹栖4条3丁目 東鷹栖地域センター内
29	本庁舎	北海道旭川市7条通9丁目
30 室蘭市	むろらん広域センタービル	室蘭市海岸町1丁目4番1号
31	釧路市阿寒町行政センター	釧路市阿寒町中央1丁目4番1号
32 釧路市	釧路市音別町行政センター	釧路市音別町中園1丁目134番地
33	釧路市防災庁舎	釧路市黒金町8丁目2番地
34	釧路市本庁舎	釧路市黒金町7丁目5番地
35 帯広市	本庁舎	帯広市西5条南7丁目1番地
36	常呂総合支所	北見市常呂町字常呂323番地
37 北見市	端野総合支所	北見市端野町二区471番地1
38	本庁舎	北見市大通西3丁目1番地1
39	留辺蘂総合支所	北見市留辺蘂町上町61番地
40 夕張市	本庁舎	夕張市本町4丁目2番地
41	栗沢支所	岩見沢市栗沢町東本町21番地
42 岩見沢市	北村支所	岩見沢市北村赤川593番地1
43	幌向サービスセンター	岩見沢市幌向南1条1丁目70番地5
44	本庁舎	岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
45 網走市	本庁舎	網走市南5条東1丁目10番地
46 留萌市	本庁舎	留萌市幸町1丁目11番地
47 苫小牧市	本庁舎	苫小牧市旭町4丁目5番6号
48 稚内市	本庁舎	北海道稚内市中央3丁目2番1号
49 美唄市	本庁舎	美唄市西3条南1丁目1番1号
50 芦別市	本庁舎	芦別市北1条東1丁目3番地
51 江別市	大麻出張所	江別市大麻中町26番地の4
52	本庁舎	江別市高砂町6番地
53 赤平市	本庁舎	赤平市泉町4丁目1番地
54 紋別市	本庁舎	紋別市幸町2丁目1番18号
55 士別市	朝日支所	士別市朝日町中央4040
56	本庁舎	士別市東6条4丁目1番地
57 名寄市	風連庁舎	名寄市風連町西町196番地1
58	名寄庁舎	名寄市大通南1丁目1番地
59 三笠市	本庁舎	三笠市幸町2番地
60 根室市	根室市役所本庁舎	根室市常盤町2丁目27番地
61 千歳市	第2庁舎	千歳市東雲町2丁目34番地

市町村名	機器設置場所	設置場所住所
62 滝川市	本庁舎	滝川市大町1-2-15
63	江部乙支所	滝川市江部乙町東11丁目13番1号
64 砂川市	砂川市役所本庁舎	砂川市西7条北2丁目1-1
65 歌志内市	歌志内市役所	歌志内市字本町5番地
66 深川市	本庁舎	深川市2条17番17号
67	富良野市 山部支所	富良野市山部東町7番31号
68	富良野市 東山支所	富良野市字東山5047番地
69	本庁舎	富良野市弥生町1番1号
70 登別市	本庁舎	登別市中央町6丁目11番地
71 恵庭市	恵庭市役所本庁舎	恵庭市京町1番地
72 伊達市	大滝総合支所	伊達市大滝区本町85番地
73	本庁舎	伊達市鹿島町20番地1
74	西の里出張所	北広島市西の里南1丁目2番地4
75	西部出張所	北広島市輪厚中央4丁目12番地17
76	大曲出張所	北広島市大曲柏葉1丁目2番地3
77	本庁舎	北広島市中央4丁目2番地1
78	厚田支所	石狩市厚田区厚田45-5
79 石狩市	浜益支所	石狩市浜益区浜益2-3
80	本庁舎	石狩市花川北6条1丁目30番地2
81	七重浜支所	北斗市七重浜2丁目32番25号
82 北斗市	総合分庁舎	北斗市本町1丁目1番1号
83	本庁舎	北斗市中央1丁目3番10号
84	茂辺地支所	北斗市茂辺地2丁目5番56号
85 当別町	当別町役場	石狩郡当別町白樺町58番地9
86 新篠津村	役場庁舎 住民課	石狩郡新篠津村第47線北13番地
87	小島支所	松前郡松前町字赤神126
88 松前町	松前町役場	松前郡松前町字福山248番地1
89	大沢支所	松前郡松前町字白神12
90	大島支所	松前郡松前町字江良425-1
91 福島町	本庁舎	松前郡福島町字福島820番地
92 知内町	町民センター	上磯郡知内町字重内21-1
93 木古内町	本庁舎	上磯郡木古内町字本町218番地
94 七飯町	本庁舎	亀田郡七飯町本町6丁目1-1
95 鹿部町	鹿部町役場	茅部郡鹿部町字鹿部252番地1
96 森町	砂原支所	茅部郡森町字砂原1丁目43-4
97	本庁舎	茅部郡森町字御幸町144番地1
98 八雲町	熊石総合支所	二世郡八雲町熊石根崎町116
99	本庁舎	二世郡八雲町住初町138番地
100 長万部町	本庁舎	山越郡長万部町字長万部453-1
101 江差町	本庁舎	檜山郡江差町字中歌町193-1
102 上ノ国町	本庁舎	檜山郡上ノ国町字大留100番地
103 厚沢部町	役場本庁舎	檜山郡厚沢部町新町207番地
104 乙部町	乙部町役場 本庁舎	爾志郡乙部町字緑町388番地
105 奥尻町	本庁舎	奥尻郡奥尻町字奥尻428番地2
106 今金町	総合福祉施設としべつ	瀬棚郡今金町字今金17-2
107	瀬棚総合支所	久遠郡せたな町瀬棚区本町719
108 せたな町	大成総合支所	久遠郡せたな町大成区都427
109	本庁舎	久遠郡せたな町北檜山区徳島63-1
110 島牧村	本庁舎	島牧郡島牧村字泊83-1
111 寿都町	寿都町役場本庁舎	寿都郡寿都町渡島町140-1
112 黒松内町	本庁舎	寿都郡黒松内町字黒松内302番地1
113 蘭越町	蘭越町役場庁舎	磯谷郡蘭越町258番地5
114 二セコ町	本庁舎	虻田郡二セコ町字富士見55番地
115 真狩村	本庁舎	虻田郡真狩村字真狩118番地
116 留寿都村	本庁舎	虻田郡留寿都村字留寿都175番地
117 喜茂別町	本庁舎	虻田郡喜茂別町字喜茂別123番地
118 京極町	京極町役場	虻田郡京極町字京極527番地
119 倶知安町	倶知安町役場	虻田郡倶知安町北1条東3丁目3番地
120 共和町	本庁舎	岩内郡共和町南幌似38番地の2
121 岩内町	岩内町役場庁舎	岩内郡岩内町字高台134番地1
122 泊村	本庁舎	古宇郡泊村大字茅沼村字白別191-7
123 神恵内村	神恵内村役場 本庁舎	古宇郡神恵内村大字神恵内村81番地20

	市町村名	機器設置場所	設置場所住所
124	積丹町	積丹町役場本庁舎	積丹郡積丹町大字美国町字船澗48番地5
125	古平町	本庁舎	古平郡古平町浜町50番地
126	仁木町	本庁舎	余市郡仁木町西町1丁目36番地1
127	余市町	本庁舎	余市郡余市町朝日町26番地
128	赤井川村	赤井川村役場	余市郡赤井川村字赤井川74番地2
129	南幌町	本庁舎	空知郡南幌町栄町3丁目2番1号
130	奈井江町	本庁舎	空知郡奈井江町字奈井江11番地
131	上砂川町	本庁舎	空知郡上砂川町中央北1条5丁目1-7
132	由仁町	本庁舎	夕張郡由仁町新光200番地
133	長沼町	本庁舎	夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号
134	栗山町	栗山町役場	夕張郡栗山町松風3丁目252番地
135	月形町	月形町役場	樺戸郡月形町1219番地
136	浦臼町	本庁舎	樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ183-15
137	新十津川町	本庁舎	樺戸郡新十津川町字中央301番地1
138	妹背牛町	本庁舎	雨竜郡妹背牛町字妹背牛5200番地
139	秩父別町	秩父別町役場庁舎	雨竜郡秩父別町4101番地
140	雨竜町	本庁舎	雨竜郡雨竜町字フシコウリウ104番地
141	北竜町	北竜町すこやかセンター	雨竜郡北竜町字和11-1
142	沼田町	沼田町健康福祉総合センター	雨竜郡沼田町南1条3丁目6-53
143	鷹栖町	鷹栖町役場本庁舎	上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号
144	東神楽町	本庁舎	上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号
145	当麻町	本庁舎	上川郡当麻町3条東2丁目11番1号
146	比布町	比布町役場庁舎	上川郡比布町北町1丁目2番1号
147	愛別町	本庁舎	上川郡愛別町字本町179番地
148	上川町	上川町役場	上川郡上川町南町180番地
149	東川町	役場庁舎	上川郡東川町東町1丁目16番1号
150	大雪地区広域連合	大雪地区広域連合、レセプト点検室	上川郡東川町東町1丁目16番1号
151	美瑛町	美瑛町役場	上川郡美瑛町本町4丁目6番1号
152	上富良野町	上富良野町役場	空知郡上富良野町大町2丁目2番11号
153	中富良野町	本庁舎	空知郡中富良野町本町9番1号
154	南富良野町	保健福祉センター	空知郡南富良野町字幾寅867番地
155	占冠村	本庁舎	勇払郡占冠村字中央
156	和寒町	和寒町役場	上川郡和寒町字西町120番地
157	剣淵町	本庁舎	上川郡剣淵町仲町37番1号
158	下川町	本庁舎	上川郡下川町幸町63番地
159		下川町総合福祉センターハピネス	上川郡下川町幸町40番1号
160	美深町	本庁舎	中川郡美深町字西町18番地
161	音威子府村	音威子府村役場	中川郡音威子府村字音威子府444番地1
162	中川町	中川町役場(本庁舎)	中川郡中川町字中川337番地
163	幌加内町	本庁舎	雨竜郡幌加内町字幌加内4699
164	増毛町	本庁舎	増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地
165	小平町	本庁舎	留萌郡小平町字小平町216番地
166	苫前町	古丹別支所	苫前郡苫前町字古丹別187-15
167		本庁舎	苫前郡苫前町字旭37番地の1
168	羽幌町	羽幌町役場 本庁舎	苫前郡羽幌町南町1番地の1
169	初山別村	本庁舎	苫前郡初山別村字初山別96番地1
170	遠別町	遠別町役場	天塩郡遠別町字本町3丁目37番地
171	天塩町	本庁舎	天塩郡天塩町新栄通8丁目1466-113
172	猿払村	猿払村保健福祉総合センター	宗谷郡猿払村鬼志別北町28
173	浜頓別町	浜頓別町役場	枝幸郡浜頓別町中央南1番地
174	中頓別町	介護福祉センター	枝幸郡中頓別町字中頓別175
175	枝幸町	歌登総合支所	枝幸郡枝幸町歌登東町106番地19
176		本庁舎	枝幸郡枝幸町本町916番地
177	豊富町	豊富町役場	天塩郡豊富町大通6丁目
178	礼文町	本庁舎	礼文郡礼文町大字香深村字トシナイ558番地5
179	利尻町	利尻町役場	利尻郡利尻町沓形字緑町14番地1
180	利尻富士町	利尻富士町役場	利尻郡利尻富士町鷺泊字富士野6
181	幌延町	幌延町役場庁舎	天塩郡幌延町宮園町1番地1
182	美幌町	本庁舎	網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地
183	津別町	津別町役場	網走郡津別町字幸町41
184	斜里町	本庁舎	斜里郡斜里町本町12番地
185	清里町	清里町役場本庁舎	斜里郡清里町羽衣町13番地

	市町村名	機器設置場所	設置場所住所
186	小清水町	本庁舎	斜里郡小清水町元町2丁目1番1号
187	訓子府町	訓子府町役場	常呂郡訓子府町東町398番地
188	置戸町	置戸町役場	常呂郡置戸町字置戸181番地
189	佐呂間町	佐呂間町役場	常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1
190	遠軽町	丸瀬布総合支所	紋別郡遠軽町丸瀬布中町115-2
191		生田原総合支所	紋別郡遠軽町生田原339-1
192		白滝総合支所	紋別郡遠軽町白滝138-1
193		本庁舎	紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1
194	湧別町	上湧別庁舎	紋別郡湧別町上湧別屯田市街地318番地
195		湧別庁舎	紋別郡湧別町栄町112番地の1
196	滝上町	滝上町役場	紋別郡滝上町字滝ノ上市街地4条通2丁目1番
197	興部町	興部町福祉保健総合センターきらり	紋別郡興部町興部138-1
198	西興部村	西興部村役場	紋別郡西興部村字西興部100番地
199	雄武町	庁舎別館	紋別郡雄武町字雄武700番地
200	大空町	大空町東藻琴総合支所	網走郡大空町東藻琴360番地の1
201		大空町役場	網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号
202	豊浦町	豊浦町役場	虻田郡豊浦町字船見町10番地
203	壮瞥町	本庁舎	有珠郡壮瞥町字滝之町287番地7
204	白老町	白老町役場本庁舎	白老郡白老町大町1丁目1番1号
205	厚真町	総合ケアセンターゆくり	勇払郡厚真町京町165番地の1
206	洞爺湖町	洞爺総合支所	虻田郡洞爺湖町洞爺町132番地
207		本庁舎	虻田郡洞爺湖町栄町58番地
208	安平町	早来庁舎	勇払郡安平町早来大町95番地
209		追分庁舎	勇払郡安平町追分中央1番地40
210	むかわ町	穂別総合支所	勇払郡むかわ町穂別2番地1
211		本庁舎	勇払郡むかわ町美幸2丁目88番地
212	日高町	厚賀出張所	沙流郡日高町厚賀町174
213		富川複合施設とみくる	沙流郡日高町富川北3丁目3番16号
214		日高総合支所	沙流郡日高町本町東3丁目299-1
215		本庁舎	沙流郡日高町門別本町210-1
216	平取町	ふれあいセンターびらとり	沙流郡平取町本町35番地1
217		貫気別支所	沙流郡平取町字貫気別129番地6
218		振内支所	沙流郡平取町振内町28番地11
219	新冠町	本庁舎	新冠郡新冠町字北星町3番地の2
220	浦河町	浦河町役場	浦河郡浦河町築地1丁目3番1号
221		荻伏支所	浦河郡浦河町荻伏町15番地
222	様似町	本庁舎	様似郡様似町大通1丁目21番地
223	えりも町	本庁舎	幌泉郡えりも町字本町206番地
224	新ひだか町	新ひだか町役場三石総合支所	日高郡新ひだか町三石本町212番地
225		新ひだか町役場静内庁舎	日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号
226	音更町	本庁舎	河東郡音更町元町2番地
227		木野支所	河東郡音更町木野大通西6丁目1番地
228	土幌町	土幌町総合福祉センター	河東郡土幌町字土幌西2線167番地
229		土幌町役場本庁舎	河東郡土幌町字土幌225番地
230	上土幌町	本庁舎	河東郡上土幌町字上土幌東3線238番地
231	鹿追町	鹿追町トリムセンター	河東郡鹿追町東町4丁目2番地1
232	新得町	新得町役場	上川郡新得町3条南4丁目26番地
233	清水町	御影支所	上川郡清水町御影東1条5丁目1-1
234		本庁舎	上川郡清水町南4条2丁目2番地
235	芽室町	第1庁舎1階	河西郡芽室町東2条2丁目14
236	中札内村	本庁舎	河西郡中札内村東1条南1丁目2番地1
237	更別村	福祉の里総合センター	河西郡更別村字更別190番地1
238		本庁舎	河西郡更別村字更別南1線93番地
239	大樹町	本庁舎	広尾郡大樹町東本通33
240	広尾町	本庁舎	広尾郡広尾町西4条7丁目1
241	幕別町	札内支所	中川郡幕別町札内青葉町311番地11
242		忠類総合支所	中川郡幕別町忠類錦町439番地1
243		本庁舎	中川郡幕別町本町130番地1
244	池田町	本庁舎	中川郡池田町字西1条7丁目11番地
245	豊頃町	本庁舎	中川郡豊頃町茂岩本町125番地
246	本別町	本庁舎	中川郡本別町北2丁目4-1
247	足寄町	足寄町役場庁舎	足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1

	市町村名	機器設置場所	設置場所住所
248	陸別町	陸別町役場庁舎	足寄郡陸別町字陸別東1条3丁目1番地
249	浦幌町	本庁舎	十勝郡浦幌町字桜町15番地6
250	釧路町	本庁舎	釧路郡釧路町別保1丁目1番地
251	厚岸町	本庁舎	厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地
252	浜中町	本庁舎	厚岸郡浜中町湯沸445番地
253	標茶町	本庁舎	川上郡標茶町川上4丁目2番地
254	弟子屈町	本庁者(弟子屈町役場)	川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号
255	鶴居村	本庁舎	阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地
256	白糠町	本庁舎	白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1
257	別海町	本庁舎	野付郡別海町別海常盤町280番地
258	中標津町	本庁舎	標津郡中標津町丸山2丁目22番地
259	標津町	本庁舎	標津郡標津町北2条西1丁目1番3号
260	羅臼町	羅臼町役場	目梨郡羅臼町栄町100番地83

市町村CD	市町村名	機器設置場所	ノート型	分離型	一体型	プリンタ	USB
011002	札幌市	札幌市役所 本庁舎	0	0	4	2	2
011011	札幌市(中央区)	札幌市中央区役所	0	0	5	2	2
011029	札幌市(北区)	札幌市北区役所	0	0	7	3	3
011029	札幌市(北区)	篠路出張所	0	0	1	1	0
011037	札幌市(東区)	札幌市東区役所	0	0	8	3	2
011045	札幌市(白石区)	白石区役所	0	0	7	2	1
011053	札幌市(豊平区)	札幌市豊平区役所	0	0	6	2	1
011061	札幌市(南区)	南区役所	1	5	0	3	1
011070	札幌市(西区)	西区役所	0	0	5	2	1
011088	札幌市(厚別区)	厚別区役所	6	0	1	3	1
011096	札幌市(手稲区)	手稲区役所	0	0	6	2	1
011100	札幌市(清田区)	清田区役所	7	0	0	1	1
012025	函館市	本庁舎	5	0	7	3	4
012025	函館市	亀田支所	0	0	2	1	0
012025	函館市	湯川支所	0	0	2	1	0
012025	函館市	銭亀沢支所	1	0	0	1	0
012025	函館市	戸井支所	0	0	1	1	0
012025	函館市	恵山支所	0	0	1	1	0
012025	函館市	樞法華支所	0	0	1	1	0
012025	函館市	南茅部支所	0	0	1	1	0
012033	小樽市	本庁舎	2	0	9	1	2
012041	旭川市	永山支所	0	0	1	1	0
012041	旭川市	江丹別支所	0	0	1	1	0
012041	旭川市	神楽支所	0	0	1	1	0
012041	旭川市	神居支所	0	0	1	1	0
012041	旭川市	西神楽支所	0	0	1	1	0
012041	旭川市	東旭川支所	0	0	1	1	0
012041	旭川市	東鷹栖支所	0	0	1	1	0
012041	旭川市	本庁舎	0	0	12	2	2
012050	室蘭市	むろらん広域センタービル	0	6	0	1	1
012068	釧路市	阿寒町行政センター	0	1	0	1	0
012068	釧路市	本庁舎	0	1	0	0	1
012068	釧路市	防災庁舎	0	7	0	2	2
012068	釧路市	音別町行政センター	0	1	0	1	0
012076	帯広市	本庁舎	0	8	0	1	1
012084	北見市	本庁舎	0	0	5	1	1
012084	北見市	端野総合支所	0	0	0	1	0
012084	北見市	常呂総合支所	0	0	0	1	0
012084	北見市	留辺蘂総合支所	0	0	0	1	0
012092	夕張市	本庁舎	0	2	0	1	2
012106	岩見沢市	本庁舎	5	0	0	1	1
012106	岩見沢市	北村支所	0	0	0	1	0
012106	岩見沢市	栗沢支所	0	0	0	1	0
012106	岩見沢市	幌向サービスセンター	0	0	0	1	0
012114	網走市	本庁舎	0	0	2	1	2
012122	留萌市	本庁舎	1	0	1	1	1
012131	苫小牧市	本庁舎	0	0	11	3	3
012149	稚内市	稚内市役所	2	0	1	1	1
012157	美唄市	本庁舎	1	1	1	1	3
012165	芦別市	本庁舎	1	0	2	1	2
012173	江別市	本庁舎	1	8	0	1	1
012173	江別市	大麻出張所	1	0	0	1	0
012181	赤平市	本庁舎	0	0	3	1	2
012190	紋別市	本庁舎	0	0	1	1	1
012203	士別市	本庁舎	1	0	2	1	1
012203	士別市	朝日支所	0	1	0	1	0
012211	名寄市	名寄庁舎	0	0	2	1	1
012211	名寄市	風連庁舎	0	0	1	1	0
012220	三笠市	三笠市役所	0	1	0	1	1
012238	根室市	本庁舎	4	0	0	1	1
012246	千歳市	第2庁舎	0	4	0	1	1
012254	滝川市	本庁舎	0	0	4	1	1
012254	滝川市	江部乙支所	1	0	0	1	1
012262	砂川市	本庁舎	0	0	3	2	2

市町村CD	市町村名	機器設置場所	ノート型	分離型	一体型	プリンタ	USB
012271	歌志内市	本庁舎	0	0	1	1	1
012289	深川市	本庁舎	0	2	0	1	1
012297	富良野市	本庁舎	0	2	0	1	1
012297	富良野市	山部支所	0	1	0	1	0
012297	富良野市	東山支所	0	1	0	1	0
012301	登別市	本庁舎	0	4	0	1	1
012319	恵庭市	本庁舎	1	4	0	1	1
012335	伊達市	本庁舎	0	3	2	1	2
012335	伊達市	大滝総合支所	0	1	0	1	0
012343	北広島市	本庁舎	0	0	3	1	1
012343	北広島市	大曲出張所	0	0	1	1	0
012343	北広島市	西部出張所	0	0	1	1	0
012343	北広島市	西の里出張所	0	0	1	1	0
012351	石狩市	本庁舎	1	0	3	1	2
012351	石狩市	厚田支所	1	0	0	1	0
012351	石狩市	浜益支所	1	0	0	1	0
012360	北斗市	本庁舎	3	0	0	1	1
012360	北斗市	総合分庁舎	1	0	0	1	0
012360	北斗市	七重浜支所	1	0	0	1	0
012360	北斗市	茂辺地支所	1	0	0	1	0
013030	当別町	当別町役場	0	2	0	1	1
013048	新篠津村	本庁舎	0	0	1	1	1
013315	松前町	松前町役場	0	1	0	1	1
013315	松前町	大島支所	0	1	0	1	0
013315	松前町	小島支所	0	1	0	1	0
013315	松前町	大沢支所	0	1	0	1	0
013323	福島町	本庁舎	0	2	0	1	1
013331	知内町	知内町役場	0	1	0	1	1
013340	木古内町	木古内町役場	0	1	0	1	1
013374	七飯町	本庁舎	1	1	0	1	1
013439	鹿部町	本庁舎	0	0	1	1	1
013455	森町	本庁舎	0	1	0	1	1
013455	森町	砂原支所	0	1	0	1	0
013463	八雲町	本庁舎	1	1	0	1	1
013463	八雲町	熊石総合支所	0	1	0	1	0
013471	長万部町	本庁舎	0	1	0	1	1
013617	江差町	本庁舎	0	0	1	1	1
013625	上ノ国町	本庁舎	1	0	0	1	1
013633	厚沢部町	役場本庁舎	1	0	1	1	1
013641	乙部町	本庁舎	0	1	0	1	2
013676	奥尻町	本庁舎	1	0	0	1	1
013706	今金町	今金町総合福祉施設 としべつ	0	1	0	1	1
013714	せたな町	本庁舎	0	0	1	1	1
013714	せたな町	瀬棚支所	0	0	1	1	1
013714	せたな町	大成支所	0	0	1	1	1
013919	島牧村	本庁舎	0	0	1	1	1
013927	寿都町	本庁舎	0	2	0	1	2
013935	黒松内町	本庁舎	0	1	0	1	1
013943	蘭越町	蘭越町役場	0	0	1	1	1
013951	二セコ町	二セコ町役場	0	0	1	1	1
013960	真狩村	真狩村役場庁舎	1	0	0	1	1
013978	留寿都村	本庁舎	0	1	0	1	1
013986	喜茂別町	本庁舎	0	1	0	1	1
013994	京極町	本庁舎	0	0	1	1	1
014001	倶知安町	本庁舎	1	0	1	1	1
014010	共和町	本庁舎	0	1	0	1	1
014028	岩内町	本庁舎	2	0	1	1	2
014036	泊村	本庁舎	0	1	0	1	1
014044	神恵内村	神恵内村役場	0	1	0	1	1
014052	積丹町	積丹町役場本庁舎	1	0	0	1	1
014061	古平町	古平町役場	0	1	0	1	1
014079	仁木町	仁木町役場	0	1	0	1	1
014087	余市町	余市町役場	0	0	3	1	2
014095	赤井川村	赤井川村健康支援センター	1	0	0	1	1

市町村CD	市町村名	機器設置場所	ノート型	分離型	一体型	プリンタ	USB
014231	南幌町	南幌町役場	1	1	0	1	1
014249	奈井江町	奈井江町役場	1	0	0	1	2
014257	上砂川町	本庁舎	0	1	0	1	1
014273	由仁町	本庁舎	1	0	0	1	1
014281	長沼町	本庁舎	0	2	0	1	1
014290	栗山町	本庁舎	0	1	0	1	1
014303	月形町	役場庁舎	2	0	0	1	1
014311	浦臼町	浦臼町役場	0	1	0	1	1
014320	新十津川町	新十津川町役場	0	1	0	1	1
014338	妹背牛町	本庁舎	0	0	1	1	1
014346	秩父別町	本庁舎	0	0	1	1	1
014362	雨竜町	本庁舎	1	0	0	1	1
014371	北竜町	北竜町役場 すこやかセンター	0	0	1	1	1
014389	沼田町	健康福祉総合センターふれあい	1	1	0	1	1
014524	鷹栖町	本庁舎	0	1	0	1	1
014532	東神楽町	本庁舎	0	1	0	1	1
014541	当麻町	本庁舎	1	0	1	1	1
014559	比布町	本庁舎	0	0	1	1	2
014567	愛別町	本庁舎	0	0	1	1	1
014575	上川町	上川町役場	0	1	0	1	1
014583	東川町	本庁舎	0	1	0	1	1
014591	美瑛町	本庁舎	0	1	0	1	1
014605	上富良野町	本庁舎	0	1	0	1	1
014613	中富良野町	本庁舎	2	0	0	1	1
014621	南富良野町	保健福祉センター	1	0	0	1	1
014630	占冠村	本庁舎	0	1	0	1	1
014648	和寒町	本庁舎	0	1	0	1	2
014656	剣淵町	本庁舎	0	2	0	1	2
014681	下川町	総合福祉センター「ハピネス」内	0	0	1	1	1
014681	下川町	下川町役場	0	1	0	1	1
014699	美深町	美深町役場	0	1	0	1	1
014702	音威子府村	音威子府村役場	0	1	0	1	1
014711	中川町	本庁舎	0	1	0	1	1
014729	幌加内町	本庁舎	0	1	0	1	1
014818	増毛町	本庁舎	0	1	0	1	1
014826	小平町	本庁舎	0	1	0	1	1
014834	苫前町	苫前町役場	0	1	0	1	1
014834	苫前町	古丹別支所	0	1	0	1	1
014842	羽幌町	役場庁舎	0	1	0	1	1
014851	初山別村	初山別村役場	0	0	1	1	1
014869	遠別町	遠別町役場	0	1	0	1	1
014877	天塩町	天塩町役場	0	1	0	1	1
015113	猿払村	保健福祉総合センター	0	1	0	1	1
015121	浜頓別町	浜頓別町役場 本庁舎	2	0	0	1	1
015130	中頓別町	中頓別町介護福祉センター	0	1	0	1	1
015148	枝幸町	枝幸町役場	1	0	0	1	1
015148	枝幸町	歌登支所	1	0	0	1	0
015164	豊富町	豊富町役場	0	0	1	1	1
015172	礼文町	本庁舎	0	1	0	1	1
015181	利尻町	利尻町役場	0	1	0	1	1
015199	利尻富士町	役場本庁舎	0	1	0	1	1
015202	幌延町	幌延町役場	0	1	0	1	1
015431	美幌町	本庁舎	0	0	2	1	1
015440	津別町	本庁舎	1	1	0	1	1
015458	斜里町	斜里町役場	1	0	0	1	1
015466	清里町	清里町役場 本庁舎	0	1	0	1	1
015474	小清水町	本庁舎	0	1	0	1	1
015491	訓子府町	訓子府町役場	0	1	0	1	1
015504	置戸町	本庁舎	1	0	0	1	1
015521	佐呂間町	佐呂間町役場	1	0	0	1	1
015555	遠軽町	本庁舎	1	0	0	1	1
015555	遠軽町	生田原総合支所	0	1	0	1	0
015555	遠軽町	丸瀬布総合支所	1	0	0	1	0
015555	遠軽町	白滝総合支所	0	1	0	1	0

市町村CD	市町村名	機器設置場所	ノート型	分離型	一体型	プリンタ	USB
015598	湧別町	上湧別庁舎	0	0	1	1	0
015598	湧別町	湧別庁舎	0	0	1	1	1
015601	滝上町	本庁舎	0	1	0	1	2
015610	興部町	福祉保健総合センター「きらり」	0	1	0	1	1
015628	西興部村	西興部村役場	0	0	1	1	1
015636	雄武町	雄武町役場別館	0	1	0	1	1
015644	大空町	本庁舎	0	0	1	1	1
015644	大空町	東藻琴総合支所	0	0	1	1	0
015717	豊浦町	本庁舎	0	1	0	1	1
015750	壮瞥町	本庁舎	0	0	1	1	1
015784	白老町	本庁舎	4	0	0	1	1
015814	厚真町	総合ケアセンター	0	1	0	1	1
015849	洞爺湖町	本庁舎	1	0	0	1	1
015849	洞爺湖町	洞爺総合支所	0	0	1	1	0
015857	安平町	安平町役場 総合庁舎	0	0	1	1	1
015857	安平町	安平町役場 総合支所	0	0	1	1	0
015865	むかわ町	本庁舎	0	2	0	1	1
015865	むかわ町	穂別総合支所	0	1	0	1	0
016012	日高町	本庁舎	0	0	1	1	1
016012	日高町	日高町役場総合支所	0	0	1	1	0
016012	日高町	富川出張所	0	0	1	1	0
016012	日高町	厚賀出張所	0	0	1	1	0
016021	平取町	ふれあいセンター	0	2	0	1	3
016021	平取町	振内支所	0	1	0	1	0
016021	平取町	貫気別支所	0	1	0	1	0
016047	新冠町	新冠町役場庁舎	1	0	0	1	1
016071	浦河町	本庁舎	0	2	0	1	2
016071	浦河町	荻伏支所	0	1	0	1	0
016080	様似町	本庁舎	0	1	0	1	1
016098	えりも町	えりも町役場庁舎	0	2	0	1	2
016101	新ひだか町	本庁舎	0	5	0	1	2
016101	新ひだか町	三石庁舎	0	1	0	1	0
016314	音更町	本庁舎	0	0	3	1	1
016314	音更町	木野支所	0	0	1	1	0
016322	士幌町	本庁舎	0	0	2	1	2
016331	上士幌町	本庁舎	0	1	0	1	1
016349	鹿追町	鹿追町トリムセンター	0	1	0	1	1
016357	新得町	本庁舎	2	0	0	1	1
016365	清水町	清水町役場	0	0	1	1	1
016365	清水町	御影支所	0	0	1	1	0
016373	芽室町	本庁舎	1	1	0	1	1
016381	中札内村	本庁舎	0	1	0	1	1
016390	更別村	本庁舎	0	0	1	1	1
016390	更別村	福祉の里総合センター	0	0	1	1	1
016411	大樹町	本庁舎	0	1	0	1	1
016420	広尾町	本庁舎	0	1	0	1	1
016438	幕別町	本庁舎	2	0	0	1	1
016438	幕別町	札内支所	1	0	0	1	0
016438	幕別町	忠類総合支所	1	0	0	1	0
016446	池田町	池田町役場	1	0	0	1	1
016454	豊頃町	本庁舎	0	2	0	1	1
016462	本別町	本庁舎	2	0	0	1	1
016471	足寄町	足寄町役場	0	0	1	1	1
016489	陸別町	本庁舎	1	0	0	1	1
016497	浦幌町	本庁舎	0	0	1	1	1
016616	釧路町	本庁舎	0	0	1	1	1
016624	厚岸町	厚岸町役場本庁舎	0	2	0	1	1
016632	浜中町	本庁舎	1	0	1	1	1
016641	標茶町	標茶町役場	0	1	0	1	1
016659	弟子屈町	本庁舎	2	0	0	1	1
016675	鶴居村	本庁舎	0	1	0	1	2
016683	白糠町	本庁舎	0	0	1	1	1
016918	別海町	本庁舎	0	0	1	1	1
016926	中標津町	中標津町役場	0	0	2	1	2

市町村CD	市町村名	機器設置場所	ノート型	分離型	一体型	プリンタ	USB
016934	標津町	本庁舎	1	1	0	1	1
016942	羅臼町	羅臼町役場庁舎内	0	1	0	1	1
019999	大雪地区広域連合	東川町保健福祉センター内(大雪地区広域連合事務室)	0	2	0	1	1
	広域連合端末		1	1	1	0	0
	追加配備用機器		1	1	1	0	10
			105	176	204	279	246
			485				